

(様式第 6 - 3 号)

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

我孫子市

1. 促進計画の区域

別紙「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画区域図」のとおりとする。

2. 促進計画の目標

(1) 現況

当市は首都圏 30 km圏内の北西部に位置し、利根川と手賀沼沿いに水田地帯が広がる。県営ほ場整備事業等により圃場が整備されており、農地の保全活用及び農業の振興を図っていく田園地帯となっている。

また、地産地消の推進に取り組んでおり、市内小中学校での給食における我孫子市産農産物の使用や、農商工連携による地元産農産物の普及を図っている。

以上のように、我孫子市の農産物が安全・安心な農産物であることを強くアピールして、今後より厳しくなると見込まれる農業を取り巻く環境を打開するためにも当事業をフルに活用する必要がある。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本市では、法第 3 条第 3 項第 1 号及び第 3 号に掲げる事業を推進し、農業の有する多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 法第 6 条第 2 項第 1 号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

実施を推進する区域	実施を推進する事業
我孫子市全域	法第 3 条第 3 項第 1 号及び第 3 号に掲げる事業

4. 法第 6 条第 2 項第 1 号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5. その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

- (1) 法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業を推進するに当たり、県、実施市町村、農業団体等で構成する推進組織へ参画する。
- (2) 法第 3 条第 3 項第 3 号に掲げる事業についても、必要に応じて (1) の推進組織を活用する。